

計画作成年度	令和2年度
計画主体	福知山市

## 福知山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業政策部農林業振興課  
所在地 福知山市字内記13番地の1  
電話番号 0773-24-7047  
FAX番号 0773-23-6537  
メールアドレス noushin@city.fukuchiyama.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、アナグマ ヌートリア、タヌキ、ハクビシン、ニホンザル、 カラス、ツキノワグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	京都府福知山市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成30年)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 万円	被害面積 ha
ニホンジカ	水稲、豆類、麦類、いも類、野菜、果樹、工芸作物	886	13.36
イノシシ	水稲、豆類、麦類、いも類、野菜、果樹、工芸作物	1,076	12.26
アライグマ	野菜、果樹	6	0.01
アナグマ タヌキ ハクビシン	野菜、豆類、果樹	16	0.03
ヌートリア	水稲、豆類、野菜、いも類	12	0.11
ニホンザル	野菜、果樹、いも類、豆類	48	0.68
カラス	野菜、果樹、豆類	982	1.78
ツキノワグマ	果樹、豆類、くり	30	0.45

(2)被害の傾向

市域の約76%が森林であり、山際に多くの農地が隣接していることから、全域で野生鳥獣による農林作物への被害が発生しており、市として捕獲と防除の両面で継続した対策を進めている。  
主な鳥獣の被害の傾向は次のとおり。

〔イノシシ〕

市内の全域に生息し、生育期から収穫期の期間に頻繁に出没し、継続して水稲、豆類、野菜などの農作物や農業用施設への被害が発生している。

特に市域の東部に位置する六人部、三和地域などで多くの被害が見られる。また、近年被害区域が拡大しており、夜久野地域等でも被害が出ているとの報告もある。

〔ニホンジカ〕

近年、生息区域の拡大と共に生息数も急激に増加し、これに伴い市内全域で農作物等への被害が発生している。

被害は、播種期から収穫期まで年間通して発生しており、また、植林をしても枝葉や樹の食害により、苗が枯損し、正常に生育できないなど、森林被害も各地で見られる。

令和元年度に兵庫県立大学に委託した「シカ生息密度推定調査」の結果によると、福知山市北部エリア(夜久野町～大江町)のシカ生息数が多い傾向にある。

〔アライグマ〕

平成15年ごろから急激に生息数が増加し、平成21年度には有害鳥獣捕獲として213頭の捕獲があったが、それ以降捕獲頭数は、減少傾向にある。

〔アナグマ・タヌキ・ハクビシン〕

市内の全域で年間通して、豆類・野菜等の農作物への被害が発生している。

〔ヌートリア〕

平成30年度においては、捕獲実績2頭程度であるが、川筋及びため池周辺等を中心に出没し、土手や畦の斜面に穴を掘るなどの被害が発生している。

〔ニホンザル〕

夏前から秋にかけて三和町菟原地域において、50頭から60頭の群れが出没し、豆・いも類、野菜を中心に被害が発生している。また、約5年前より三和町川合地区においても出没し、被害が確認されている。人を威嚇するなど人馴れが進む個体もあり、人家に近づきエサを探す状況もあり、人身被害の危険性が高まっている。

他の地域では、散発的なハナレザルの出没により農作物被害が増加している。

〔カラス〕

年間通じて出没し、野菜・家畜等に被害が発生している。夜久野地域、大江地域、三和地域で生息数が多く、騒音や糞による生活環境被害も発生している。

〔ツキノワグマ〕

年間(冬場を除く)を通して朝夕に多く目撃されており、年間60～100件近くの目撃情報が寄せられている。その被害のほとんどが果樹に集中しており、民家の近くにも出没していることから、市民の日常生活における不安は年々高まっている。

(3)被害の軽減目標

〔総 額〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	31.02ha	25.44ha
金 額	3,324 万円	2,725.1 万円

〔ニホンジカ〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	13.36ha	10.96ha
金 額	886万円	726 万円

〔イノシシ〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	12.26ha	10.05ha
金 額	1,076万円	882 万円

〔アライグマ〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	0.01ha	0.01ha
金 額	6万円	4.9 万円

〔アナグマ・タヌキ・ハクビシン〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	0.03ha	0.02ha
金 額	16万円	13.2 万円

〔ヌートリア〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	0.11ha	0.09ha
金 額	12万円	10.1 万円

〔ニホンザル〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	0.68ha	0.56ha
金 額	48万円	39.4 万円

〔カラス〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	1.78ha	1.46ha
金 額	982万円	805 万円

〔ツキノワグマ〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	0.45ha	0.37ha
金 額	30万円	24.9万円

〔そのほかの鳥獣〕

指 標	現状値(平成30年)	目標値(令和4年度)
面 積	2.34ha	1.92ha
金 額	267.8万円	219.6万円

※現状値は、市内農区等から報告を受けた被害状況及び被害面積をもとに、作物別基準単価で算定したものの。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>ニホンジカ、イノシシ等の被害増に対応するため、次の取組を行う中で駆除隊による重点的な捕獲を実施してきた。</p> <p>〔捕獲体制整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手の駆除隊員育成</li> <li>・狩猟免許取得への補助</li> <li>・甚大な被害地での一斉捕獲及び広域捕獲の実施</li> <li>・駆除隊の捕獲活動に対する支援</li> <li>・ハンター保険への補助</li> <li>・駆除隊員を対象とした、安全講習会の開催</li> <li>・農区長等を対象とした効果的な捕獲のための、捕獲檻補助者講習会の開催</li> <li>・大丹波地域サル対策広域協議会に参加し、広域でのサル対策の検討</li> </ul> <p>〔捕獲機材の導入〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカ・イノシシ用捕獲柵・檻の購入</li> <li>・サル捕獲檻の購入</li> </ul> <p>〔捕獲鳥獣の処理方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中丹地域有害鳥獣処理施設を設置し、焼却処理の実現による環境負荷の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカ等の重点的な捕獲及び生息数調査結果に基づいた、効果的な取り組みの実施</li> <li>・広域的な捕獲活動の実施</li> <li>・サル群れの個体数の把握や生息状況調査が難しくなかなか捕獲できない</li> <li>・サルによる被害や捕獲等に関する情報共有ができていない</li> <li>・サル被害防止等の住民説明・講習会の実施</li> </ul>
防護柵の設置	<p>〔侵入防止柵の設置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3ヵ年(平成28年度～平成30年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策を総合的、計画的に実施</li> </ul>

等に関する取組	度)で約231kmの侵入防止柵の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な柵の設置・管理の徹底</li> <li>・サルに有効な柵の導入が進んでいない。</li> </ul> <p>また、住民主体で行う効果的な追い払い及び講習会ができていない。</p>
生息地管理に関する取組	<p>[緩衝帯の設置等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と野生鳥獣の共生を図るためモデル地区を設定しバッファゾーン整備等の事業実施。</li> <li>・奥山での実のなる木等の植栽等</li> <li>・市民へ回覧文書等で、放任果樹(柿等)の除去を呼びかけ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備後の地元での適切な維持管理</li> <li>・放任果樹(柿等)の集落内での数量把握と、住民の現状理解</li> </ul>
農地の維持保全に関する取組	中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度(旧農地・水・環境保全向上対策)に基づき、耕作放棄地の防止等の活動や農地の適切な維持及び保全に取り組んできた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化による活動力の低下</li> <li>・担い手不足等による、草刈り等の維持管理作業の低下</li> </ul>

#### (5)今後の取組方針

<p>(シカ、イノシシ、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、タヌキ、ハクビシン、カラス、クマ)</p> <p>これまで捕獲と防除の両面を基本として対策を進めており、今後も継続し対策を進めるが、農家・個人による「鳥獣を寄せ付けない、エサを与えない」等の取り組み、農区・地元による「侵入防止柵の設置・維持管理、捕獲檻の補助、放任果樹対策」等の取り組み、有害鳥獣駆除隊による「捕獲」等の取り組みによる、「地域ぐるみの有害鳥獣対策」を進める。</p> <p>特にシカの捕獲等については、令和元年度に兵庫県立大学に委託した「シカ生息密度推定調査」の結果に基づき、捕獲圧を高める地区と維持する地区とをエリア化し、メリハリのある効果的な捕獲を進める。また、これまでどおり狩猟者と農区等の協力のもと、継続した捕獲活動を実施する。さらに、兵庫県や府内の隣接市町との連携した広域捕獲や情報交換を進めることで、さらなる効果的な捕獲を進める。</p> <p>(ニホンザル)</p> <p>広域で行動している地域個体群については、近隣市町と協力してサル群れの個体数の把握や生息状況調査を行うとともに、被害や捕獲等に関する情報を共有して、広域的かつ一体的な被害対策に取り組む。</p> <p>侵入防止柵の設置については、地域での被害のない集落づくりを目指した</p>
--

計画等にもとづき設置を進めるとともに、ICT(自動捕獲システム)を用いた捕獲柵等を設置し、捕獲の促進をするなど一体的に整備を進める。

また、令和元年度から実施している、「ニホンザル生息状況調査・対策支援業務」の結果に基づき、地元での追払いや効果的な防除等の講習会を進めるとともに、サル的位置情報データ等を活用した取り組みを進める。

さらに、里山の整備や広葉樹の植栽などの森林整備を進め、人と野生鳥獣の共生が図れる、集落環境づくりの取り組みを継続していく。

### 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

(シカ、イノシシ、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、タヌキ、ハクビシン、カラス、クマ)  
・有害鳥獣の捕獲については、地域の実態を把握している地域の狩猟者、農区等の協力の下、「有害鳥獣駆除隊」(以下「駆除隊」)を組織し対策を進める。  
・集落診断等を行い、農家・個人、農区・集落営農等、福知山市、それぞれの取り組みを明確化し実践することで、より効果的な捕獲体制の強化を図る。  
・特に、シカの捕獲等については、令和元年度の「シカ生息密度推定調査」の結果に基づき、捕獲圧を高める地区と維持する地区をエリア化し、より効果的な捕獲等を実施する。

(ニホンザル)

・京都府・兵庫県それぞれのニホンザル管理計画に基づく個体数管理等を実施するため、京都府・兵庫県間の情報共有を密にすると共に、広域的な生息状況調査を元に被害軽減のための計画的な捕獲を駆除隊及び猟友会の協力を受けて実施する。

・あわせて「鳥獣被害対策実施隊」の編制を検討するなど、機動的、効果的な捕獲により実績の向上を目指す。

〔有害鳥獣駆除隊について〕

・隊員は、有害鳥獣の捕獲に意欲と技量を持った者で構成する。

・休日等限定した期間のみの活動参加しかできない場合も、幅広く参加を認めていく。

・駆除隊は、市長の依頼に基づき捕獲活動にあたるものとする。

〔狩猟免許取得支援について〕

・免許取得時の負担軽減をし、駆除隊参加者の増加を促進する。

〔実施隊について〕

・平成23年度に特措法に基づく市職員による実施隊を設置。

・有害鳥獣被害対策の強化を図るため、特措法に基づき、対象鳥獣の捕獲及び防護柵の設置等を目的とした実施隊を猟友会等と調整し設置に向けて検討する。

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2 年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害多発地域へ捕獲檻等を設置する。</li> <li>・鳥獣を捕獲する担い手を育成するため、免許取得者への支援を継続する。</li> <li>・ライトセンサスによるニホンジカの生息調査を実施する。</li> <li>・市内全域、特に捕獲圧を高める必要がある地区において、一斉捕獲を実施する。</li> <li>・広域捕獲による、府県及び市町境での鳥獣捕獲を実施する。</li> <li>・狩猟期におけるニホンジカの重点捕獲を行う。</li> <li>・クマ捕獲用ドラム缶檻を常時使用できるよう確保し、市民の要望に応じて設置する。</li> <li>・サル用大型捕獲柵の設置を検討する。</li> </ul>
令和 3 年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害多発地域へ捕獲檻等を設置する。</li> <li>・鳥獣を捕獲する担い手を育成するため、免許取得者への支援を行う。</li> <li>・ライトセンサスによるニホンジカの生息調査を実施する。</li> <li>・市内全域、特に捕獲圧を高める必要がある地区において、一斉捕獲を実施する。</li> <li>・広域捕獲による、府県及び市町境での鳥獣捕獲を実施する。</li> <li>・狩猟期におけるニホンジカの重点捕獲を行う。</li> <li>・クマ捕獲用ドラム缶檻を常時使用できるよう確保し、市民の要望に応じて設置する。</li> <li>・サル用大型捕獲柵の設置を検討する。</li> </ul>
令和 4 年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害多発地域へ捕獲檻等を設置する。</li> <li>・鳥獣を捕獲する担い手を育成するため、免許取得者への支援を行う。</li> <li>・ライトセンサスによるニホンジカの生息調査を実施する。</li> <li>・市内全域、特に捕獲圧を高める必要がある地区において、一斉捕獲を実施する。</li> <li>・広域捕獲による、府県及び市町境での鳥獣捕獲を実施する。</li> <li>・狩猟期におけるニホンジカの重点捕獲を行う。</li> <li>・クマ捕獲用ドラム缶檻を常時使用できるよう確保</li> </ul>



		し、市民の要望に応じて設置する。 ・サル用大型捕獲柵の設置を検討する。
--	--	--

### (3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>〔ニホンジカ〕</p> <p>・生息範囲の拡大及び生息密度の増加のもと捕獲頭数は、平成30年度で2,911頭であった。兵庫県立大学の「シカ生息密度推定調査」結果によると、捕獲圧を低下させた場合、生息密度の高い地域が広がると見込まれることから、継続した捕獲圧を維持する必要がある。</p> <p>特に生息密度の高い地域、今後生息密度が高まると思われる地域については、重点的な捕獲の実施による捕獲圧を高め、生息数の減少に向けた取り組みを、概ね10年間は継続していく必要がある。</p> <p>このため、「シカ生息密度推定調査」結果に基づき、捕獲圧を高める地区と維持する地区をエリア化するなどメリハリのある捕獲を行い、4,500頭の捕獲を目指す。</p> <p>また、狩猟期においても、積極的な捕獲を実施する必要がある。</p>	
<p>〔イノシシ〕</p> <p>市内全域に生息し、農作物及び農業用施設への被害が発生している。平成28年度で1,134頭、平成29年度で874頭、平成30年度で1,165頭と継続した捕獲を行っているが、毎年大きな被害を引き起こしている。さらに、被害の多発地域では重点的に捕獲を行う必要があるため、前計画の捕獲計画数を見直す。</p>	
<p>〔アライグマ〕</p> <p>農作物被害とあわせ家屋侵入による生活環境被害が市街地を中心に発生しており、平成28年度で29頭、平成29年度で17頭、平成30年度で21頭の捕獲を行っている。平成21年度の213頭の捕獲をピークに捕獲数は減少しているが、繁殖力が強いことなどから徹底した捕獲が必要である。</p>	
<p>〔アナグマ・ヌートリア・タヌキ・ハクビシン〕</p> <p>農作物全般に被害を引き起こしており、狩猟期間ではあまり捕獲されない獣であることから、被害発生地での的確な捕獲を行うなど、継続して捕獲を行う必要がある。</p>	
<p>〔ニホンザル〕</p> <p>平成27年度に三和町菟原地域で、50頭以上の群れが出没(平成27年度目撃報告件数:88件、平均目撃報告頭数:11頭)し、農作物の被害が発生しており、近年三和町川合地域にも出没が確認されている。継続して出脱しないよう追い払いも含め、銃器での捕獲を行う必要がある。さらに、散発的に数頭が出没する地域については、爆竹などを使用した追い払いを自治会等の協力で行う。</p>	

また、京都府第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数調整を行うこととなるが、集落による追い払いの効果が出やすいとされるサイズ(個体数及びオトナメスの数)にすることを目標として設定する。ただし、京都府第二種特定鳥獣管理計画との整合も図るため、京都府・兵庫県間の捕獲情報の共有に努める。なお、過度に人を威嚇したり、人家へ侵入したりするなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体は、生活被害や人身被害の危険回避をするため、対象個体と特定して捕獲を行うため、この限りではない。

〔カラス〕

捕獲実績としては、平成28年度で2羽、平成29・30年度の実績はなく、捕獲実績は減少しているが、拠点的に被害が発生しており、被害地での檻や銃器による重点的な捕獲を行う必要がある。

〔ツキノワグマ〕

京都府特定鳥獣保護計画によると、単年度における捕殺上限数は、丹後個体群で138頭(生息数の12%)、丹波個体群で40頭(生息数の8%)までとなっている。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ	4,500	4,500	4,500
イノシシ	1,200	1,200	1,200
アライグマ	30	30	30
アナグマ	60	60	60
ヌートリア	5	5	5
タヌキ	50	50	50
ハクビシン	50	50	50

ニホンザル	10 京都府第二種特定 鳥獣管理計画(ニ ホンザル)と整合 をとる。	10 京都府第二種特定 鳥獣管理計画(ニ ホンザル)と整合 をとる。	10 京都府第二種特定 鳥獣管理計画(ニ ホンザル)と整合 をとる。
カラス	50	50	50
ツキノワグマ	10	10	10

捕獲等の取組内容	
<p>捕獲計画に基づき次のとおり捕獲を実施する。</p> <p>実施時期は、4月初旬から11月の猟期前及び猟期終了後から3月末までとし、銃器においては1ヶ月、くくりわな、捕獲柵等については、3ヶ月の単位で捕獲許可を出し捕獲を行う。</p> <p>なお、交通事故や網がかり等における捕獲については、道路・歩道上での作業と危険が伴う事もあるため、安全に配慮しながら実施していくものとする。</p> <p>〔ニホンジカ〕</p> <p>市内全域において、銃器、くくりわな、捕獲柵等による捕獲を実施する。</p> <p>捕獲圧を高める地区と維持する地区を選定し、より効果的な捕獲実施する。(夜久野地域から大江地域等の福知山市北部エリアにおいて、捕獲圧を高める。)</p> <p>〔イノシシ〕</p> <p>市内全域において、銃器、くくりわな、捕獲柵等による捕獲を実施する。</p> <p>〔アライグマ〕</p> <p>外来生物法及び「アライグマ防除実施計画書」に基づき、市内全域において、捕獲檻(箱わな)、くくりわなによる捕獲を実施する。実施箇所は、果樹等の栽培地、被害を受けている家屋周辺を重点的に行う。</p> <p>〔アナグマ・ヌートリア・タヌキ・ハクビシン〕</p> <p>市内全域において、捕獲檻(箱わな)、くくりわなによる捕獲を実施する。</p> <p>〔ニホンザル〕</p> <p>銃器、捕獲檻において捕獲を実施する。</p> <p>ニホンザルの群れが出没した場合は、爆竹や銃器等による追い払い及び捕獲活動を実施する。</p> <p>〔カラス〕</p> <p>市内全域において、銃器(散弾銃、空気銃)によるほか、捕獲檻にて捕獲を実施する。被害状況を考慮しながら、重点的に実施する。</p>	

[ツキノワグマ]

捕獲を行う場合は、原則として殺処分を行うこととする。

(4)捕獲許可権限委譲

対象地域	対象鳥獣
福知山市全域	有害鳥獣を指定し、捕獲するための許可をしている。 [銃による捕獲許可] ・大型獣は銃による捕獲許可 ・カラスは空気銃による捕獲許可 [わなによる捕獲許可] ・大型獣、小型獣に対して捕獲許可 [許可対象鳥獣名] ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、 タヌキ、ハクビシン、カラス、ニホンザル

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ イノシシ	電気柵 0m	電気柵 5,200m	電気柵 5,200m
	金網フェンス 0m	金網フェンス 1,900m	金網フェンス 0m
	メッシュ柵 27,900m	メッシュ柵 37,000m	メッシュ柵 37,800m
	計 27,900m	計 44,100m	計 43,000m

(2)その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2 年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッファゾーン整備、奥山への実のなる木の植栽等</li> <li>・防除・捕獲体制の検討 集落診断・柵の維持管理の徹底等による、防除体制の強化を図る。</li> <li>・被害のない集落づくり 被害多発地域での住民参加による被害対策の検討、研修会の企画、放置果樹対策等を実施する。</li> <li>・クマ捕獲用ドラム缶檻の設置</li> <li>・広域的に移動するニホンザル(地域個体群)に対して対策を実施する。</li> <li>・ICTを活用した広域的情報共有システムの実証</li> <li>・上記システムによる農家等への生息情報の提供</li> <li>・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落(農家)による追い払い体制整備のための研修会を開催</li> </ul>
令和 3 年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッファゾーン整備、奥山への実のなる木の植栽等</li> <li>・防除・捕獲体制の検討 集落診断・柵の維持管理の徹底等による、防除体制の強化を図る。</li> <li>・被害のない集落づくり 被害多発地域での住民参加による被害対策の検討、研修会の企画、放置果樹対策等を実施する。</li> <li>・クマ捕獲用ドラム缶檻の設置</li> <li>・広域的に移動するニホンザル(地域個体群)に対して対策を実施する。</li> <li>・ICTを活用した広域的情報共有システムの実証</li> <li>・上記システムによる農家等への生息情報の提供</li> <li>・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落(農家)による追い払い体制整備のための研修会を開催</li> </ul>
令和 4 年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッファゾーン整備、奥山への実のなる木の植栽等</li> <li>・防除・捕獲体制の検討 集落診断・柵の維持管理の徹底等による、防除体制の強化を図る。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害のない集落づくり 被害多発地域での住民参加による被害対策の検討、研修会の企画、放置果樹対策等を実施する。</li> <li>・クマ捕獲用ドラム缶檻の設置</li> <li>・広域的に移動するニホンザル(地域個体群)に対して対策を実施する。</li> <li>・ICTを活用した広域的情報共有システムの実証</li> <li>・上記システムによる農家等への生息情報の提供</li> <li>・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落(農家)による追い払い体制整備のための研修会を開催</li> </ul>
--	--	--

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

住民等からの通報を受け、現地の状況を確認し、捕獲檻の設置や広報等による周辺地区住民への注意喚起を行う。特に、人的被害の場合や被害が甚大な場合には、捕獲に向けた対処を行う。

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処理	従来からの処分方法で、捕獲後速やかに埋設処分を行う。 (ニホンザル) 殺処分した個体又はその個体の一部は、研究機関に提供して今後の被害対策等のための検体とする。
焼却処理	平成27年9月から稼働している、中丹3市の共同利用施設である「中丹地域有害鳥獣処理施設」に搬入し、焼却処分を行う。 (ニホンザル) 殺処分した個体又はその個体の一部は、研究機関に提供して今後の被害対策等のための検体とする。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

野生鳥獣として捕獲した、個体の利活用(ジビエ・ペットフード利用等)における食肉加工施設整備等のハード面については、平成29年度にジビエモデル地区として指定され、関連2地区で稼働しており、それぞれ1,000頭/年の利用を目指している。また、今後新規参入希望者や施設増設の希望等あれば、施設整備等ハード面及び利用の推進を図るソフト面については、関係機関と連携し民間事業を主体とした事業を展開していく。

## 8 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

#### ① 市単独

被害対策協議会の名称	福知山市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
福知山市内自治会	生活環境被害の情報提供、住民への周知
福知山市内農区	農作物被害の情報提供
京都府中丹広域振興局	諸制度の情報提供、府関係機関との調整
京都府中丹西農業改良普及センター	防除対策についての助言
福知山市農業委員会	農家、集落、被害実態の情報提供
福知山地方森林組合	森林被害状況の情報提供
京都農業協同組組合	農作物被害の情報提供
京都丹の国農業協同組合	//
狩猟団体	鳥獣の生息状況、捕獲実態の情報提供
京都府緑の指導員	野性鳥獣保護と駆除についての情報提供
福知山動物園園長	動物の生態についての助言
福知山市	協議会運営、事務局
ジビエ事業所	捕獲した鳥獣の食品・その他有効利用

#### ② 広域連携

被害対策協議会の名称	大丹波地域サル対策広域協議会
構成機関の名称	役割
福知山市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
南丹市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
京丹波町	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
丹波市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
丹波篠山市	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援

(2) 関係機関に関する事項

① 市単独

関係機関の名称	役割
京都府農林水産技術センター	被害対策についての助言

② 広域連携

関係機関の名称	役割
京都府中丹広域振興局	捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
京都府南丹広域振興局	捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
京都府農林水産技術センター	捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
兵庫県丹波農林振興事務所	捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
兵庫県森林動物研究センター	捕獲、被害防除等の情報提供、技術指導
NPO法人 里地里山問題研究所	捕獲、生息状況調査及び情報提供、追い払い、防護柵設置等の技術指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度に職員による実施隊を設置している。 (ニホンザル) サル被害対策のため、近隣市町の実施隊と連携して被害防除に取り組む。
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害発生地域での総合的な対策を進めるため、地域で協議を行う際に、専門家からの情報の提供や技術的な助言及び指導を受ける。
---



## 9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

効果的な被害防止を図るため、地元住民を対象にした、動物の生態や有効な防除方法の選定、防止柵の維持管理方法、集落診断等の講習会の開催を検討していく。

捕獲については、概ね 10 年の期間で取り組みを継続し、定期的に生息数調査を行い、データ収集・分析を行うことにより、より効果的な捕獲を図る。

また、収集・分析したデータを GIS システムに取り込み、生息状況、捕獲実績、侵入防止柵、農作物被害状況、捕獲檻等を地図上で重ね合わせる事で可視化を行い、データに基づいた被害防止・捕獲を目指す。

可視化した地図については、地元にも提供することで、鳥獣被害防止の取り組みを進めるツールとして活用する。

これらの取り組みを基に、農家・個人の「鳥獣を寄せ付けない・エサを与えない」、農区・営農組合による「侵入防止柵の設置・維持管理、捕獲檻の適正な維持管理、放任果樹対策」、福知山市による「捕獲の推進・捕獲檻等の設置・防止柵の配布・効果的な捕獲檻講習」等、自助・共助・公助の三位一体となった対策に取り組み、「地域ぐるみの有害鳥獣対策」の実現を目指す。

さらに、捕獲作業の効率化と省力化の手段として、捕獲檻等への ICT 技術の導入が進められている。駆除隊員の高齢化や、新規の狩猟免許取得者増の点からも有効であると考えられるため、新技術導入に向けた検討も進める。